

兵庫県警察旗の制式及び取扱規程

平成元年9月1日
兵庫県警察本部訓令第17号

(趣旨)

第1条 この訓令は、兵庫県警察旗（以下「警察旗」という。）の制式及び取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(警察旗の種類及び制式)

第2条 警察旗は、その使用方法に合わせて、兵庫県警察本旗（以下「本旗」という。）、兵庫県警察略旗（懸垂用）（以下「略旗（懸垂用）」という。）及び兵庫県警察略旗（ポール用）（以下「略旗（ポール用）」という。）並びに警察署旗等の4種類とする。

2 警察旗の制式は、兵庫県警察本旗（別図第1）、兵庫県警察略旗（懸垂用）、兵庫県警察略旗（ポール用）（別図第2）及び警察署旗等（別図第3）のとおりとする。

(本旗の使用)

第3条 本旗は、次に掲げる行事等に使用するものとする。

- (1) 視閲式
- (2) 定例表彰式
- (3) 初任科入校式及び卒業式
- (4) 殉職警察官慰霊祭
- (5) 県下各種術科大会
- (6) その他兵庫県警察を挙げて行う行事等で、本旗を使用することがふさわしいと認められるもの
(略旗（懸垂用）の使用)

第4条 略旗（懸垂用）は、それを使用することがふさわしいと認められる行事等に使用するものとする。
(略旗（ポール用）の使用)

第5条 略旗（ポール用）は、兵庫県警察庁舎管理規程（平成9年兵庫県警察本部訓令第15号）別表の左欄に掲げる庁舎並びに警部派出所及び尼崎南警察署西分庁舎（掲揚設備がない等特別な理由により略旗（ポール用）を掲揚することができない庁舎及び国旗の掲揚に関する訓令（平成20年兵庫県警察本部訓令第2号）の規定に基づいて国旗を掲揚することにより、略旗（ポール用）を掲揚することができないこととなる庁舎を除く。以下単に「庁舎」という。）に毎日午前9時から午後5時45分までの間、掲揚するものとする。ただし、降雨等により略旗（ポール用）を掲揚することが適当でないと認められる場合にあつては、この限りでない。

2 略旗（ポール用）の掲揚は、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる所属（以下「掲揚所属」という。）において行うものとする。

- (1) 警察本部本館 総務部総務課（兵庫県の休日を守る条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日にあつては、宿直）
- (2) 姫路庁舎 交通部交通機動隊
- (3) 前2号に掲げる庁舎以外の庁舎 当該庁舎の管理責任を有する所属
(警察署旗等の使用)

第6条 警察署旗等は、次に掲げる行事等に使用するものとする。

- (1) 落成式及び開所式
- (2) 発隊式及び団結式
- (3) 各種表彰式
- (4) 各種術科大会
- (5) その他所属を挙げて行う行事等で、警察署旗等を使用することがふさわしいと認められるもの
(警察旗の備付け)

第7条 本旗及び略旗（懸垂用）は、総務部総務課に備え付ける。

- 2 略旗（ポール用）は、掲揚所属に備え付ける。
- 3 警察署旗等は、刑事部機動捜査隊、地域部機動パトロール隊、地域部鉄道警察隊、交通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、警備部機動隊及び警察学校並びに各警察署に備え付ける。
（警察旗の保管責任者）

第8条 次の各号に掲げる警察旗の保管責任者は、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 本旗及び略旗（懸垂用） 総務部総務課長
- (2) 略旗（ポール用） 掲揚所属の長
- (3) 警察署旗等 前条第3項に掲げる所属の長

- 2 保管責任者は、警察旗の管理及び使用についてその責めに任ずるものとする。

（本旗等の使用手続）

第9条 所属長は、本旗又は略旗（懸垂用）を使用しようとするときは、総務部総務課長を經由して部長の承認を受けなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成元年9月1日から施行する。

（現行規程の廃止）

- 2 兵庫県警察旗使用取扱要領について（昭和49年兵警総例規第27号）は、廃止する。

附 則（平成10年1月1日本部訓令第1号）

この訓令は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成18年10月5日本部訓令第32号）

この訓令は、平成18年10月5日から施行する。

附 則（平成20年2月14日本部訓令第3号抄）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日本部訓令第15号）

この訓令は、平成27年11月2日から施行する。〔以下略〕